

グラウンドマンホール

設 置 基 準 書

令和2年4月1日

改訂 令和3年8月1日

改訂 令和8年9月1日

多治見市建設水道部

目 次

I . 設 置 基 準 書

II . 施 工 基 準 書

I. 設置基準書

1. 適用範囲

この基準書は、多治見市が使用するグラウンドマンホールを設置基準について規定するものである。本市が使用するグラウンドマンホールの種類及び環境別設置区分は次のとおりとする。

【種類】

種 類	名 称	荷重区分
φ 600	新次世代型ふた	T-25, T-14
	次世代型ふた	T-25, T-14
	デザインふた	T-14
φ 300 直接ふた	—	T-25, T-14
φ 300 防護ふた	—	T-14
φ 900 × φ 600	親子ふた	T-25, T-14

※新次世代型（アセットマネジメントの実践に向けた次世代型マンホール蓋技術マニュアル（2024 年 6 月）に準拠したもの）

※次世代型（次世代型マンホールふたおよび上部壁技術マニュアル（2007 年 3 月）に準拠または、建設技術審査証明を取得したもの）

【環境別設置区分】

	処理区域		特殊環境部		重交通部
	汚水	合流	耐スリップ	耐腐食	国道、県道及び片側 2 車線の市道（車道部）
新次世代型ふた	○	○	○	○	○
次世代型ふた	○	—	○	—	—
デザインふた	○	—	—	—	—

2. 設置基準

本市が使用するグラウンドマンホールは、原則「一般環境」の設置基準を満たすものとする。但し、特殊な環境下に設置されるものについては、「一般環境」設置基準に追加し、その環境下に適した「特殊環境」設置基準を満たすものとする。なお、基準値については、別紙「設置基準解説書」で述べる。

（1）一般環境

①荷重区分

設置箇所	区分	基準
国道、県道及び片側 2 車線の市道（車道部）	T-25	新次世代型（2024 技術マニュアル準拠）
上記以外	T-25	車道幅員 5.5m 以上 ※5.5m 未満であっても、一方通行道路等で大型車輛の通行があり、交通量の多い道路及び拡幅計画道路は、T-25 とする。
	T-14	車道幅員 5.5m 未満及び歩道 ※5.5m 以上であっても、団地等の区画道路部分は、T-14 とする。

②転落・落下防止機能

種 類	基 準
ロック付転落防止梯子	○合流管…全面設置 ○污水管…人孔深 2m 以上の箇所

※ロック付転落防止梯子：「浮上防止機能」「昇降補助機能」を有する

③小型マンホール設置箇所

区 分	基 準
小型マンホール設置範囲	○最大設置間隔 75m まで ○本管口径 φ 200mm まで ○中心交角が 30° 以内の方向変化部 ○小型マンホール深さ 2m まで
小型マンホール設置禁止箇所	○上記以外の箇所 ○小型マンホールが連続する箇所 ○会合部 ○上・下流側の管底高に段差が生じる箇所 ○起点人孔（原則として 0 号人孔を使用） ※狭隘地等の条件があれば、協議すること ○国道・県道の車道部 ○市道（片側 2 車線道路）の車道部

④小型グラウンドマンホール

種 類	基 準
直接蓋方式	原則として全面設置
防護蓋方式	勾配の急な箇所（大型車が乗らない箇所）

（２）特殊環境

①圧力開放型 蓋浮上・飛散防止機能

基 準
排除方式にかかわらず、全ての箇所（耐圧型以外）

②耐圧型

基 準
合流区域で浸水のおそれが高く、雨水により溢水のおそれがある箇所

③耐スリップ

基 準
T-25：すべての箇所 T-14：歩道以外の箇所

④耐腐食用

種 類	基 準
耐腐食用 グランドマンホール	○下水処理場、中継ポンプ場及びその下流の腐食影響のある場所 ○マンホールポンプの親子蓋、第1・第2放流口及びその下流の腐食影響のある場所 ○その他、腐食環境下にある場所

3. 一般事項

本設置基準書は令和8年9月1日からの新規計画路線及び修繕工事に適用する。

Ⅱ. 施 工 基 準 書

1. 適用範囲

この基準書は、多治見市が使用するグラウンドマンホールの施工基準について規定する。

2. 施工基準

(1) 新規工事

種 類	基 準
調整部材	施工性・無収縮性・高流動性・超早強性・耐久性に優れ、材料強度が高いモルタルを使用すること。
緊 結	グラウンドマンホールと斜壁は、緊結すること。
レベル調整部品	道路勾配に対する微調整が容易に行え、且つ受枠の変形防止機能を有する調整部品を使用すること。
保護部材	アンカーボルト及びレベル調整部品には、再利用を可能にするため、保護部材を使用すること。

(2) 取替工事

①あと施工アンカー

取替え工事において、マンホール斜壁にインサートナットがない場合や破損している場合等には、あと施工アンカーを設置する。あと施工アンカーは、マンホール内部からの圧力等でマンホールふたが受枠ごと浮上することの無いように、アンカーの引抜強度は3本で106kN以上とし、ぐらつきが無いように適切に設置すること。また、衝撃による斜壁の破損を防止するために打撃式アンカーは不可とする。使用するあと施工アンカーについては引抜強度試験結果を提出すること。

※取替時は、緊結のため斜壁へのインサートナットの埋め込み、又はインサートナット付の調整リングを斜壁と接着させること。

○あと施工アンカー

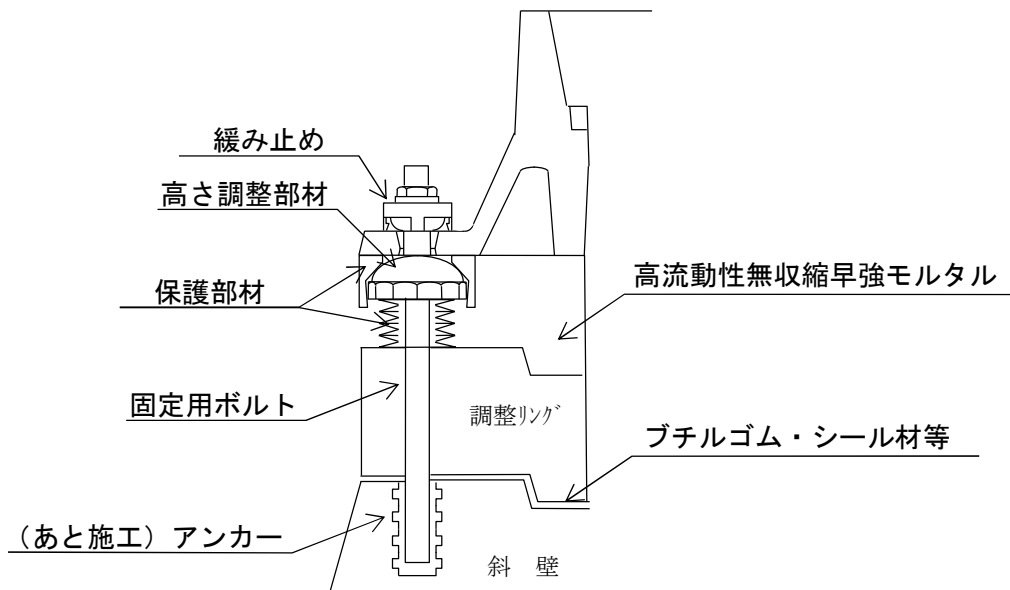
項 目	規格値
引抜強度（3本）	106kN以上

②調整リング

マンホールふた取替えの際、既設の調整リングを撤去して組立式マンホール用の調整リングを設置する場合は、斜壁と調整リングの間、または調整リング同士間からの漏水を防止するため、ブチルゴムやシール材等により止水を行うこと。

既設の斜壁の形状によっては組立式マンホールの調整リングの突起により嵌合せず、当たり面が小さくなる場合があるため、監督員と相談の上で調整リングを通常と逆さまに使用する等して対策を行うこと。

(参考図)



3. 一般事項

本施工基準書は令和8年9月1日から適用する。